平成２９年（フ）第４４５９号
大阪府摂津市南千里丘５番13―1407号
債務者　平井　誠悟
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５３６号
大阪府和泉市伏屋町５丁目11番３―303号、前住所堺市美原区さつき野西２丁目20番地５
債務者　大橋　麻子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大住　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６７９号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―112、旧住所さいたま市見沼区堀崎町300番地３　細井ハイツ105号室
債務者　清家　　猛
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７０号
京都市西京区上桂大野町25番地21
債務者　竹内　秀豊
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４２号
秋田県湯沢市岡田町７番27号
債務者　宮原　晴美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第３３号
茨城県行方市小貫2326番地25
債務者　理崎　健一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２１１号
愛知県豊田市乙部ケ丘３丁目15番地26
債務者　南　　和弘
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
埼玉県東松山市大字東平1417番地１　コスモ東松山　716号
債務者　鶴岡　義明
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１４９号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1563番地９
債務者　榎本　美穂
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６２号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目215番地　ブルーメンハウス203号室
債務者　長島　麻衣
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８７号
高知市旭町１丁目34番地
債務者　戸田　琴乃
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９９号
高知市潮見台１丁目406　上村太一方、住民票上の住所高知県南国市駅前町２丁目２番５―201号　グレース南国
債務者　前田英一郎
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市昭和２丁目１番37―302号　リトルハイツ上瀬ＮＯ．５
債務者　赤木　　直
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第９６号
岡山県倉敷市西阿知町322番地８
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目56番地　カーサ新開101号室
債務者　佐藤　健児
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９５号
釧路市豊川町20番９号　佐藤方一棟二戸Ｂ
債務者　金打　浩司
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１３号
釧路市芦野３丁目34番626号　芦野団地きんれんか626号室
債務者　杉村　絵美
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
釧路地方裁判所